

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第34号

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年墨田区条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「応じて」を「応じ」に改める。

第4条第1項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

### 付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。